

公告

福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第17条の25第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり定める。

令和7年12月26日

福島県知事 内堀 雅雄

- 1 農用地利用集積等促進計画（令和7年度第30号）の内容  
別紙のとおり。

番号	利用権を設定する者		利用権の設定を受ける者		利用権を設定する土地			利用権の設定内容		
	氏名又は名称	住所又は所在地	氏名又は名称	住所又は所在地	所在及び地番	現況地目	契約面積(m <sup>2</sup> )	権利の種類	始期	終期
1	末永 清重	福島県双葉郡浪江町	崎原 和樹	福島県福島市	福島県伊達郡川俣町山木屋宇田代80	畠	2,843.00	賃借権	R7.12.27	R17.12.31
2	末永 清重	福島県双葉郡浪江町	崎原 和樹	福島県福島市	福島県伊達郡川俣町山木屋宇田代82	畠	1,578.00	賃借権	R7.12.27	R17.12.31
	合計					2筆	4,421.00			